明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍宮城県仙台市宮城野区蒲生字町五六番地一、最後の住所宮城県仙台市宮城野区蒲生二丁目一八番地の五　被相続人　亡　村主　長一

右被相続人は平成二十五年七月三十一日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十七日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月六日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号高裁前ビル八階　石井慎也法律事務所

相続財産管理人村主長多朗

右代理人弁護士　石井　慎也

限定承認公告

本籍兵庫県姫路市四郷町本郷三二七番地一、最後の住所東京都港区西新橋二丁目三三番四　プレイアデ虎ノ門一〇〇一号

被相続人　亡　岡本　光正

右被相続人は平成二十四年十月二十日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月六日

東京都港区西新橋一丁目二〇番三号虎ノ門法曹ビル九階虎ノ門法律経済事務所

限定承認者大西千津子

代理人弁護士　高谷　覚

同　豊田　泰行

限定承認公告

本籍奈良県天理市櫟本町八八二番地、最後の住所大阪府東大阪市長田西四丁目四番二〇―二〇一号　被相続人　亡　梶本　由幸

右被相続人は平成二十五年八月二十三日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十七日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月六日

奈良県天理市柳本町一二八九番地五

限定承認者　奥田富美代

限定承認公告

本籍鹿児島県南九州市川辺町高田二六二四番地一、最後の住所鹿児島県南九州市川辺町高田二六二四番地　被相続人　亡　原口　晄

右被相続人は平成二十五年九月十一日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十八日鹿児島家庭裁判所知覧支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月六日

鹿児島県南さつま市加世田唐仁原六〇三〇番地　相続財産管理人　原口　和矢

訂正公告

平成二十五年十一月二十五日(号外第二五三号)掲載の相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「最後の住所本籍に同じ」とあるは「最後の住所山形県山形市飯塚町一三五五番地の二〇」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年十二月六日

山形市旅篭町二丁目二番二六号庄司ビル五階

相続財産管財人　弁護士　宇野　和娘

正誤

ページ	段	行	誤	正
八〇	上	終りから二～一	「原子炉に」を「発電用原子炉」に	「原子炉に係る」を「発電用原子炉に係る第三十五条に第八十六条に
〃	下	二八	第三十五条第八十六条	第三十五条に第八十六条に
〃	〃	一四	したに係る	したに係る
八一	上	二四	によって記載	を記載
〃	〃	二九	第二号」	第二号から第五号まで」
〃	〃	終りから一二	第五号まで」に改め	第五号まで」に五号まで、第九号又は第十号」に「令第十四条第二十条の三」を「令第二十条の三」に改め
〃	〃	一一	（許可を要しない	（届出を要する

（原稿誤り）

原子力規制委員会規則第四号（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則）

平成二十五年六月二十八日

四ページ●同日付第二六六号一二六ページ●同日付政ジ●十月二十九日付衆会第五号三二ページ

〃	〃	〃	八	第二号ニ(2)　廃棄設備等
〃	〃	〃	一	廃棄設備当該施設等
〃	〃	下	一～二	であって、同一の固体廃棄物貯蔵庫においての貯蔵能力を変更するに係るもの
〃	〃	〃	三	第二号ヌ(1)　変更であって、
〃	〃	〃	四	（当該設備に
〃	〃	〃	〃	第二号ニ(2)　廃棄設備等
〃	〃	〃	〃	のうち、貯蔵能力を変更するもの（固体廃棄物貯蔵能力を変更するに係るものを除く。）
〃	〃	〃	〃	第二号ヌ(2)　変更のうち、法第四十三条の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の
〃	〃	〃	〃	（当該非常用ディーゼル発電機又は蓄電池に
〃	〃	〃	〃	のうち、貯蔵能力を変更するもの（固体廃棄物貯蔵能力を変更するに係るものを除く。） 第二号ヌ(2)　変更のうち、法第四十三条の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の （当該非常用ディーゼル発電機又は蓄電池に

八一ページ下段終りから一行目から八二ページ上段一行目「品質管理監督システムの計画（研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の」を削除する。

八二	上	一	組織	組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）

八二ページ上段一行目から二行目「の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十二号）第十二条第一項に規定する計画をいう。以下同じ。）」を削除する。

八二	上	三	伴うもの	伴う変更
〃	〃	終りから三	装置及び放射性物質	装置、放射性物質濃度制御設備
八三	下	二九	表一の項及び二	表一の項及び二の項
八四	上	二七	表の第一号及び二	表の第一号及び二の項
八五	下	二九	表一の項及び二	表一の項及び二の項
〃	〃	〃	二八	二八
〃	〃	〃	表一の項及び二	表一の項及び二の項
〃	〃	〃	表の第三号	表の第三号
九二	上	終りから一〇～八	除く。）（重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設	除く。重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設
〃	〃	〃	(5)	(3)
一一三	下	一一	除く。重水減速沸騰軽水冷却型原子炉施設	関する規則
一一五	〃	七	(3)	第五十一条の十の第三項において準用する場合を含む
〃	〃	五	関する省令	関する規則
一一六	〃	一八	関する規則	第五十一条の十の第三項において準用する場合を含む
〃	〃	一五	含む	含む
一二五	上	一	一	一
一二六	〃	二四	、文部科学大臣、	、文部科学大臣、
一二七	〃	四	田、	田、
一二六	〃	〃	〃	〃
一二七	〃	六～七	核原料物質使用者について	核原料物質使用者については原子力規制委員会、
一二八	下	終りから一九～九	文部科学大臣	原子力規制委員会
一二九	上	終りから一四～一	重大事故発生時における	重大事故発生時における
一三〇	下	終りから一三～五	同項第四号中改め、同条第二項中	同条第四号中改め、同項第七号中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改め、同条第二項中
一三一	〃	終りから一〇～九	「試験研究用等原子炉」	「試験研究用等原子炉をいう。」
一三二	〃	終りから一九～九	同項ホ及びヘ中「法第四十三条の	同項ホ及びヘ中「法第四十三条の
〃	〃	終りから一四～一	同項第一号から第四号まで中	同条第一号から第四号まで中
〃	〃	〃	同項第九号中	同条第九号中
〃	〃	〃	同条第十一号中	同条第十一号中
〃	〃	〃	七	七
〃	〃	〃	「法第四十三条の三の第二十二項」	「法第四十三条の三の二十二第一項」
〃	〃	〃	第二号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、同項第二号から第四号まで	第二号、第三号及び第五号
〃	〃	終りから一〇～一	改め、同号の次に次の二号を加える。	改め、同項第五号の次に次の二号を加える。
〃	〃	終りから一七～一	第四十三条第一項中	第四十三条第一号中
〃	〃	〃	（精錬	（製錬
〃	〃	終りから一四～一	同項第五項中	同条第五号中
〃	〃	〃	第十九条の十五の二	第三十五条の十五の二
〃	〃	終りから一九～七	別表上欄中	別表第二上欄中
〃	〃	〃	七下欄中	「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）」の項中、同表下欄中「
〃	〃	六、	「	

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）

◉号外　十二月六日付第二六五号六府調達第二三〇号七二ページ